

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
新潟県
- 2 構造改革特別区域の名称
新潟県農業大学校アグリワークサポート特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
新潟県の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
 - (1) 当県は、農業法人はもちろん農業生産資材供給業者やJA営農指導員等、農業生産関連産業等からの労働力の需要が多い。
 - ・当県は米を中心とする土地利用型の農業県であることから、農業構造の改革を行うことが急務であり、施策として農業法人の育成を図っている。
農業法人は規模拡大と経営多角化により、新たな労働力需要が見込まれている。
 - ・また、米菓や加工食品などの食品産業や農業生産資材に関連する企業の活動も活発であり、これらの企業から労働力需要が多い。
 - (2) 当校は実践教育を通じ、農業に関して専門性を有する人材を育成している。
 - ・近年の学生の進路は就農が約4割、就職が約5割、進学が約1割程度で、学生の多様な進路の希望がある。
 - ・入校生に占める非農家の学生が2割を超えている。
(平成13年度入校生26%、平成14年度入校生19%)
 - (3) 当校は学生及び卒業生の特性・能力を熟知しており、一方地域の農業構造と企業の実態も把握している。
このことから、当校がその調整機能を担うことが効果的である。
- 5 構造改革特別区域計画の意義
 - (1) 現在学生からの就職相談については、求人情報を掲示板に掲載するなど、進路指導の中で個々に対応している。
 - (2) 特区に認定され、厚生労働大臣に届け出ることにより、職業安定法で規制されている会社への問い合わせ、人材の紹介、斡旋、仲介等を実施することができ、農業法人への適正な人材の供給が可能になり、新潟県農業の構造改革が進み、地域農業の発展と地域の活性化が期待される。
 - (3) 学生が将来への明確な目標意識を持つことにより、当校の目的とする教育の効果が上がる。また、地域への労働力供給を通じて企業・地域との連携が強化される。
 - (4) 農業大学校で職業紹介を行うことにより、学生の就労意欲の喚起がなされ、若者の安定的な雇用が図られる。
 - (5) 農業法人や関連企業への雇用が進み、新たな企業活動の展開が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

当県では、平成13年3月に「豊かな食と緑の故郷づくり にいがた農林水産ビジョン(平成13年度～22年度)」【別添】を策定し、「魅力と競争力のある農林水産業の実現」、「いきいきとした農山漁村の実現」、「豊かな食生活とうるおいの提供」を推進している。

「魅力と競争力のある農林水産業の実現」では、「産地間競争に打ち勝つ農業」として「担い手の確保・育成」が必要であり、また、「いきいきとした農山漁村の実現」では、「魅力にあふれ豊かで住み良い地域づくり」として「農山漁村の活性化」が必要である。

今回の特区認定により、農業大学校学生に対する適切な進路アドバイスが可能となることにより、地域の労働力の需給調整機能が強化され、農業大学校に対する地域の評価が高まる。このことは、県内の企業からの求人増につながり、地域の活性化に貢献するものである。ひいては、他県にもある農業大学校の評価向上にもつながり、全国の農業・農村地域の活性化に資することとなる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業大学校学生に対して適切な進路アドバイスが可能となることにより、地域の労働力の需給調整機能が強化され、農業大学校に対する評価が向上する。また、就農を含めた卒業後の進路が安定することにより、優れた学生の確保につながり、短期的な目標としては、次の数値の達成を目指す。

【1】1学年定員80人の確保

【2】就職希望学生の100%就職決定

さらに、農業の実践的な知識を有した学生が、地域の農業関連企業等に就職することにより、地域の農業生産や消費の実態を把握した企業活動が促進され、消費者団体との連携や地域の直売所の活性化等が図られ、都市との交流やグリーンツーリズムの推進にもつながっていくことが期待できる。

このことは、「にいがた農林水産ビジョン」で目指している「魅力と競争力のある農林水産業の実現」のための「担い手の確保・育成」の、次の数値目標の達成に結びつくものである。

【1】新規就農者を、年間280人確保すること。

【2】経営体を、10,000経営体確保すること。

8 特定事業の名称

番号 905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成13年3月に策定された「豊かな食と緑の故郷づくり にいがた農林水産ビジョン」(平成13年度～22年度)の3つの推進事項のうち、「魅力と競争力のある農林水産業の実現」では、「産地間競争に打ち勝つ農業」を実現するために、まず第一に生産から販売までを総合的に組み合わせ、地域として最大限の農業所得と地域農業の発展を目指す新たな仕組みづくりを進めるという「地域農業システムづくり」運動に取り組む必要がある。

その実現として、「【1】新規就農者や農業士、女性農業者など優れた人材の確保・育成に努める」とともに、「【2】規模拡大や複合化、多角化、法人化等による経営体の体質強化と地域条件に即した生産組織の育成等を支援する」施策を展開する。構造改革特別区域において実施を促進しようとする特定事業に関連する事業は下記の2つである。

【1】新規就農者等の確保・育成策

- ・ 県事業名：新規就農者確保総合対策事業
- ・ 事業概要：新規学卒・Uターン・Iターンなど多様な就農ルートを通じて意欲ある若者を確保するため、積極的な推進活動と就農時における条件整備など総合的な担い手確保対策を展開する。

【2】法人等の生産組織の育成策

- ・ 県事業名：土地利用型生産組織ステップアップ指導事業
- ・ 事業概要：土地利用型生産組織の新規育成及び機械共同利用タイプの多い既存組織に対して、協同経営組織や農業法人へと段階的に発展指導を行い経営体質の強化を図る。併せて、農業生産法人等が新規就業者を受け入れる条件づくりを推進する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲12021 新潟県農業大学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

新潟県農業大学校

(2) 事業が行われる区域

新潟県内

(3) 事業の実施期間

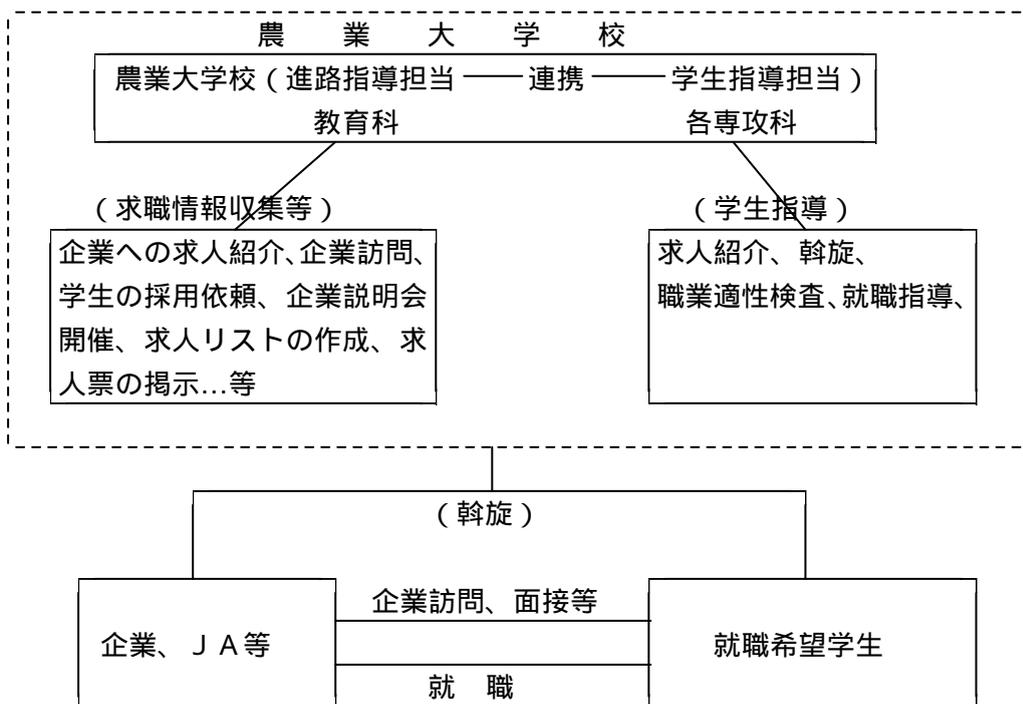
特区認定後

(4) 事業により実現される行為等

現在職業安定法で規制されている、就職活動における会社への問い合わせ、人材の紹介、斡旋、仲介等の行為。

(5) 特区認定後の体制

特区認定後は、下図のような体制を考えている。なお、新潟県農業大学校の指導職員は農業技術職の職員であることから、JA等の団体や農業関連産業、農業法人などの情報を多く持っており、この情報を有効に活用し連携を深める。



5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 当県は米を中心とする土地利用型の農業県であることから、農業構造の改革を行うことが急務であり、施策として農業法人の育成を図っている。農業法人の規模拡大と経営多角化により、新たな労働力需要が見込まれている。

また、JA営農指導員の需要も多く、米菓や加工食品などの食品産業や農業生産資材に関連する企業の活動が活発であり、これらの企業から労働力需要も多い状況である。

なお、農業大学の近年の学生の進路状況は、就農が約4割、就職が約5割、進学が約1割程度で、学生の多様な進路の希望がある。

これらの状況を踏まえ、「地方公共団体が、その設立する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需給供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて」に該当するものとする。

- (2) 農業大学校は、農業改良助長法第14条第1項第5号に規定された協同農業普及事業を実施する農業者研修教育施設であるため、特例措置1の「農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。」に合致する。
- (3) 農業大学校は、入学要件を「高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有するものでおおむね28歳以下の者」としているため、特例措置2の「その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。」に合致する。